

6. 計画期間

本計画達成の期間及び計画達成に向けた具体的なスケジュールは本計画策定を受け、平成 29 年度に判断するものとします。

また、社会情勢、経済情勢等を考慮し、必要に応じて計画の見直し等を行うこととします。